平成２６年（フ）第５５０号
福岡市博多区店屋町６番１―401号
破産者　戸村　博昭
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９９号
北海道苫小牧市字錦岡270番地の310　小栗安彦方
破産者　梅田日登美（旧姓小栗）
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第２７号
青森県八戸市白銀３丁目11番地２
破産者　佐々木正一
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第７９号
栃木県足利市葉鹿町1209番地
破産者　秋田織物こと　秋田征太郎
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第６２号
埼玉県三郷市さつき平１丁目４番２―501号
破産者　田邊　　清
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３８５号
山梨県北杜市大泉町谷戸6599番地９
破産者　奥津　一代
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８９号
広島県福山市曙町５丁目20番18―101号
破産者　松崎　　徹
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２５年（フ）第８３７号
福岡市南区五十川２丁目29番９号、開始決定時の住所福岡市博多区諸岡５丁目27番40号
破産者　進藤　孝雄
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８９７号
福岡県糸島市高田２丁目21番22―401号、破産手続開始決定時の住所　福岡市西区上山門１丁目26番５―201号
破産者　伊藤　貴裕
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３０号
青森県弘前市大字独狐字山辺83番地４
破産者　川崎　建吾
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１３１号
福島市飯坂町平野字東道下５番地の25、従前の住所福島市飯坂町平野字石堂18番地　石堂コーポ103号
破産者　紺野　和宏
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１２２５号
神奈川県綾瀬市綾西５丁目２番９号、開始決定時の住所神奈川県海老名市門沢橋３丁目６番27―907号
破産者　高木　雅明
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０７号
神奈川県厚木市岡田４丁目６番25号、旧住所神奈川県厚木市宮の里３丁目６番３号
破産者　髙橋　俊也
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１１３号
神奈川県小田原市飯田岡231番地の17　プレステージ107、前住所神奈川県足柄上郡中井町井ノ口2434番地の７
破産者　遠山　正洋
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第７９号
新潟県長岡市平３丁目６番36号
破産者　青柳　佳也
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
滋賀県近江八幡市出町748番地　513号
破産者　間宮　寅栄
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４７号
和歌山県西牟婁郡上富田町生馬618番地の１
破産者　山根　　篤
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部